

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	相馬市

相馬市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：産業部 農林水産課 農地林務係

所在地：相馬市中村字北町 6 3 番地の 3

電話番号：0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 5 1

F A X 番号：0 2 4 4 - 3 7 - 2 2 5 1

メールアドレス：sg-norin@city.soma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	相馬市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	516千円 0.41ha
ニホンザル	水稲	168千円 0.13ha
タヌキ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域において農作物被害がある。被害防除事業や山林の変化等により生息範囲が変わり、これまで被害がなかった地域でも被害が発生している。また、表面化してない潜在的な農作物被害や畦畔の掘り返し等被害数値として把握できていない被害が多くあると考えられる。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市において、従前より山際地域において水稲に関する農作物被害および、目撃情報がある。被害数値は低いが、表面化してない潜在的な農作物被害もあると考えられる。近年では生息数を増やし、群れの分裂により群数が増加しているといった情報が寄せられている。 <p>○タヌキ、ハクビシン、カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な農作物の被害数値では確認できないが、果樹やイチゴ等の被害情報や各地区での目撃情報が寄せられている。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	0.41ha（516千円）	0.37ha（464千円）
ニホンザル	0.13ha（168千円）	0.12ha（151千円）
タヌキ	—	0ha（0千円）
ハクビシン	—	0ha（0千円）
カラス	—	0ha（0千円）
		（令和2年度の10%減）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた方からの通報に基づき、市より捕獲許可者である実施隊に連絡し、捕獲対応（猟銃や罠）を依頼する。 ・罠設置数を増加させるため、実施隊への箱罠の貸与。 ・平成28年度より相馬方部衛生組合有害鳥獣焼却場にて焼却。 ・老朽化した射撃場の再整備及びイノシシの狩猟時に使用する弾「スラッグ弾」使用可能なライフル射撃場を整備。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた方からの通報に基づき、市より捕獲許可者である実施隊に連絡し、捕獲対応（猟銃）を依頼する。 ・平成28年度より相馬方部衛生組合有害鳥獣焼却場にて焼却。 	<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の高齢化等により捕獲数に限界がある。 ・実施隊による罠の設置・見回り可能数に対し多くの罠設置依頼がある。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の高齢化等により捕獲数に限界がある。 ・群れの現状把握が出来ていない。
防護柵の設置等に関する取組	<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相馬市農作物等有害鳥獣被害対策事業を実施しており、申請者のうち要件を満たす方に対して、電気柵購入費用の半額を補助する。（5年度間で累計15万円まで） <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊によるパトロールで追い払い活動を行う。 ・目撃情報の通報に基づき、市より実施隊に連絡し、追い払いを依頼する。 	<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛による対策をせず、捕獲だけに頼ってしまう市民の方が多い。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊によるパトロールにより被害減少の効果はあるものの、自衛に対する補助事業等がないため、被害対策は行政任せの傾向にある。

<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和3年度に相馬市初野地区においてテレメトリー調査を実施し、生息範囲の調査を行った。 	<p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー調査を行った群れの他に、市内におおよそ5群が存在しているが、それらの動向の把握ができていない。 ・1群の生息範囲や頭数等の把握が出来たが、その群れがいつ被害を発生させるか等が把握できていないため、追い払い活動の省力化までにはつながっていない。
--------------------------	--	---

(5) 今後の取組方針

<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏への出没が多くなっており、捕獲による侵入防止対策を積極的に推進し、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。 ・農地への侵入防止対策については、相馬市農作物等有害鳥獣被害対策事業に基づき施設整備費用を補助しており、イノシシ被害増大に対し、予算枠の拡大に努める。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業等を活用し、侵入防止柵等の整備や捕獲機材の導入支援、鳥獣捕獲推進に努める。 ・イノシシの狩猟時に使用する弾「スラッグ弾」使用可能なライフル射撃場を利用した射撃研修を実施し、実施隊の射撃技術の向上を図る。 ・猟友会員数の増加と人材育成に努める。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年で目撃情報があり、追い払いや捕獲による侵入防止対策を積極的に推進し、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。 <p>一方、イノシシと異なり侵入防止対策については、市では取り組みがないため、今後検討することとする。</p> <p>○タヌキ、ハクビシン、カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携し、効果的な被害防止対策を推進する。小型獣類については、小動物用箱罠の貸し出しを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

相馬市鳥獣被害対策実施隊は、福島県猟友会相馬支部からの推薦を受け相馬市長が実施隊員を委嘱し組織している。
 通報者→相馬市→相馬市鳥獣被害対策実施隊
 相馬市：市民の有害鳥獣被害等の窓口として、被害状況や目撃情報の収集。実施隊へ対応依頼。
 相馬市鳥獣被害対策実施隊：市が設置し、捕獲・追い払い等を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシ ン カラス	1 捕獲の担い手育成に関する取り組み ・ 広報誌等による情報提供を行う (第1種銃猟免許新規取得者支援事業、若手狩猟者確保事業等の情報提供) 2 捕獲機材の導入による取り組み ・ 箱罟の貸し出し体制の整備(小動物用は個人に貸し出し) (箱罟の購入、実施隊の罟免許未所持者への罟免許取得推進) 3 実施隊捕獲技術向上の取り組み (罟の設置講習会の開催)
5	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシ ン カラス	1 捕獲の担い手育成に関する取り組み ・ 狩猟免許取得希望者向けの勉強会を2回程度実施 2 捕獲機材の導入による取り組み ・ 箱罟の貸し出し体制の整備(小動物用は個人に貸し出し) (箱罟の購入、罟捕獲を行う実施隊の増員、指定管理鳥獣捕獲等事業実施者の増員) 3 実施隊の増員 (狩猟免許取得希望者及び一般狩猟者への実施隊加入の推進)
6	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシ ン カラス	1 捕獲の担い手育成に関する取り組み ・ 狩猟免許取得希望者向けの勉強会を2回程度実施 (第1種銃猟免許新規取得者支援事業、若手狩猟者確保事業等の情報提供) 2 捕獲機材の導入による取り組み ・ 箱罟の貸し出し体制の整備(小動物用は個人に貸し出し) (箱罟の購入、ICT技術を活用した罟捕獲の導入)

	3 実施隊の増員及び捕獲技術の向上の取り組み (相馬市猟銃等取得助成事業により猟銃等所持許可証取得や猟銃等の購入費用の補助、射撃技術向上のための研修会開催及び研修用弾代の補助)
--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により捕獲を行う。近年の捕獲実績に基づき捕獲計画数を設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標450頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標450頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標450頭
ニホンザル	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標130頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標130頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 捕獲目標130頭
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標20頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標20頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標20頭
タヌキ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

	捕獲目標40羽	捕獲目標40羽	捕獲目標40羽
--	---------	---------	---------

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ 捕獲手段；箱罨または猟銃 実施予定時期；通年 実施予定場所；市内全域</p> <p>○ニホンザル 捕獲手段；箱罨または猟銃 実施予定時期；通年 実施予定場所；市内全域</p> <p>○タヌキ、ハクビシン 捕獲手段；箱罨 実施予定時期；通年 実施予定場所；市内全域</p> <p>○カラス 捕獲手段；猟銃 実施予定時期；通年 実施予定場所；市内全域</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>状況に応じた獣類の捕獲業務を推進するために必要であり、相馬市初野射撃場におけるライフル銃の射撃技術の向上を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
玉野、山上	ツキノワグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	<p>電気柵（2段）を設置 総延長：8,000m ワイヤーメッシュ柵を設置 総延長：2,000m</p>	<p>電気柵（2段）を設置 総延長：8,000m ワイヤーメッシュ柵を設置 総延長：2,000m</p>	<p>電気柵（2段）を設置 総延長：8,000m ワイヤーメッシュ柵を設置 総延長：2,000m</p>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	耕作者による電気柵周辺の草刈り	耕作者による電気柵周辺の草刈り 電気柵設置状況の調査	耕作者による電気柵周辺の草刈り 電気柵導入及び維持管理に係る研修会の開催

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみの先進地の事例調査 ・ 地域住民からの情報収集 ・ 被害状況調査
5	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況情報の提供 ・ 被害防止方法に関する勉強会の実施 ・ 花火による追い払い活動講習会の実施 ・ 地区ごとの放任果樹の状況確認 ・ 緩衝帯の設置検討 ・ 電気柵設置状況の調査
6	イノシシ ニホンザル タヌキ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放任果樹の除去 ・ 緩衝帯の設置 ・ 電気柵導入及び維持管理に係る研修会の開催 ・ 電気柵導入の推進・普及

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の確認 ・実施隊への捕獲依頼 ・連絡調整
相馬警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への注意喚起 ・交通規制
相馬市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲及び追い払いの実施
相双地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集および提供

(2) 緊急時の連絡体制

市民（通報）→相馬市（関係機関との連絡調整）→①相馬警察署（注意喚起、交通規制等）及び②相双地方振興局（情報収集及び提供）

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

平成27年度まで、民間の焼却施設で焼却、福島大学へ放射能測定検体として提供、市有地に埋却、衛生組合に解体後焼却等で処理してきた。
平成28年度以降は、有害鳥獣専用の焼却施設で焼却。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在イノシシは国から出荷制限指示や摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	相馬市鳥獣害被害防止協議会（28年度設立）
構成機関の名称	役割
相馬市	連絡調整、市民への情報提供
福島県猟友会相馬支部	相馬市有害狩猟鳥獣捕獲隊の組織編成
ふくしま未来農業協同組合	情報提供
福島県農業共済組合	情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
磐城森林管理署	情報提供
相馬地方森林組合	情報提供
福島県農業総合センター	技術的助言
相馬警察署	注意喚起
相双地方振興局	有害鳥獣の保護・捕獲許可に関する助言及び指導
相双農林事務所	有害鳥獣の専門的知識に関する助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置時期：平成25年10月1日設置 名称：相馬市鳥獣被害対策実施隊 隊員数：30名体制（隊長1名、副隊長1名）（令和3年時点） 役割：有害鳥獣の捕獲及び追い払いの実施、その他鳥獣による被害防止の業務を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成25年度以降相馬市有害鳥獣買上事業を施行し、鳥獣の捕獲意欲を高め、個体数を調整することにより農産物の被害対策を効果的に推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

狩猟資格を有する者の増員に対する施策
